

第二次
諏訪市教育振興基本計画
令和 5(2023)～ 8(2026)年度

～「**学びの和**」をめざして～

諏訪市教育委員会

はじめに



人は、自分や社会が豊かになるために学びます。自分の外にあった「もの」や「こと」が、自分の内にある何かと結びつき、自分にとってかけがえのない「もの」や「こと」になっていく過程を「学び」と考えます。ですから、学ぶこと、学び合うことそのものが楽しい営みです。

逆に考えれば、豊かになる実感がなければ楽しい営みとはならないと言えます。たとえば、一方的に人から与えられ自分が意味を感じないことや、学び方が合わなかったり分からなかったりするときなどに、学んでいると感じるでしょうか。これは、子どもも大人も同じです。

そして、あらためて言うまでもなく、人はもともと多様で個性のある存在です。変化が加速していく社会に向かっていく中だからこそ、このことを前提にする必要があると考えます。

さて、本計画を策定する過程で、小中学生から直接意見をいただく機会をもったところ、小学校5年生から中学校3年生まで、計606件もの意見や思いが寄せられました。教育委員会や学校の取組への期待もありましたが、それ以上に、自分はどんな学びをしたいか、児童会や生徒会などを通してどんな学校にしたいか、他人事ではなく自分ごととして取り組みたいことがたくさん寄せられ、たいへん頼もしく感じました。その中の一つ、ある中学生の思いです。

「新しい時代を受け取り、多様性を生み出すことは良いことだと思った。だが、先があまり見通せず不安でもある。」

この率直に語られた不安な気持ちは、漠然とではあっても、多くの人が感じているものと思います。未来は現在の積み重ねによって、私たち一人ひとりの手により創られていきます。このことを踏まえたとき、誰もが心身ともに健やかで幸せに未来を生き抜くために、どのような学びを実現していったらよいでしょうか。

この問いに対して本計画の基本理念において、諏訪市の豊かさや諏訪人氣質を発揮して目指す学びを4点にまとめました。新たな時代を切り拓く『学びの和』の実現に向けて市民の皆様とともに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、小中学生の皆様、取りまとめにご尽力いただきました諏訪市教育振興基本計画策定委員会の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

諏訪市教育長 三輪 晋一

第二次諏訪市教育振興基本計画 目次

総合計画、教育大綱と教育振興基本計画の関係	1
-----------------------	---

第二次諏訪市教育振興基本計画の施策体系	2
---------------------	---

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け及び性格	4
3 計画の期間	4

第2章 諏訪市の教育を取り巻く現状と課題

1 学校教育について	5
2 地域教育について	5
3 生涯学習・文化芸術について	6
4 スポーツ振興について	7
5 文化財保護・活用について	7

第3章 諏訪市教育大綱（令和5～8年度）

基本理念	8
------	---

基本方針

1 【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる	9
2 【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる	9
3 【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ	9
4 【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ	9
5 【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす	9

第4章 基本計画

「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き
つながり続ける学びの和」実現に向けた施策の推進について

1 【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる	
(1) 基礎学力の向上と心・体の成長	10
(2) ものづくり教育の推進	12
(3) 特別支援教育の充実	12
(4) 就学への経済的支援	13
(5) いじめ問題や不登校支援への取組	14
(6) ICT教育の推進	15
(7) 未来創造ゆめスクールプランの着実な推進	15
(8) 学校施設の計画的な整備	16

2 【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる	
(1) 地域協働の学校づくりと子どもの育成	17
(2) 郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組	17
(3) 青少年の自立支援	18
(4) 地域の中で子どもを育てる取組	18
3 【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ	
(1) 社会のニーズに応じた学習機会の提供	19
(2) 文化芸術に親しむ機会の提供	19
(3) 文化芸術活動の支援	20
(4) 本に親しむ環境づくり	20
(5) 生涯学習活動活性化のための人材育成	21
(6) 学びの成果を活用する仕組みづくり	21
(7) 地域の自発的、自立的な公民館活動の支援	21
(8) 学びや集いの場の環境整備	22
4 【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ	
(1) スポーツに親しむための機会の提供	23
(2) スポーツ団体活動の活性化支援	23
(3) 子どもの体力や運動能力の向上	24
(4) 施設の維持・改修と利用方法の見直し	24
(5) スポーツを通じた青少年の育成	24
5 【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす	
(1) 文化財保存活用基本方針の策定	26
(2) 文化遺産の総合的な把握と指定	26
(3) 文化遺産の保存・管理の推進	26
(4) ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出	27
(5) 保護意識の醸成とそれに対する市民協働	27
(6) 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備	27
(7) 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり	28

資 料

1 諏訪市教育振興基本計画策定までの流れ	29
2 策定関係者名簿	30

総合計画、教育大綱と教育振興基本計画の関係

基本理念

誰もが輝き 誰もが幸せ
新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和

第六次 諏訪市総合計画(令和4(2022)～8(2026)年度)

(市長が「総合計画審議会」へ諮問、答申を受けて策定)

諏訪市の目指す将来像を明らかにし、これを実現するための指針として策定する
市政運営における最上位の計画

- 基本方針 8:【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる
- 基本方針 9:【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる
- 基本方針 10:【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ
- 基本方針 11:【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ
- 基本方針 12:【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす

諏訪市教育大綱(令和5年3月14日総合教育会議にて策定)

(市長が総合教育会議において、教育委員会と協議、調整し策定)

諏訪市の学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や施策の根本となる方針

- 基本理念: 誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける**学びの和**
- 基本方針 1:【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる
 - 基本方針 2:【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる
 - 基本方針 3:【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ
 - 基本方針 4:【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ
 - 基本方針 5:【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす

諏訪市教育振興基本計画

(教育委員会が「教育振興基本計画策定委員会」を設置、教育大綱に即し策定)

諏訪市における地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画

- 計画期間・・・4年間(令和5(2023)～8(2026)年度) ※総合計画の終期と統一
- 計画進行管理・・・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等により実施
- 他計画との連携・整合・・・国教育振興基本計画、長野県教育振興基本計画、
諏訪市未来創造ゆめスクールプラン、未来創造『あい』プラン、
諏訪市子ども読書活動推進計画、諏訪市公共施設等総合管理計画 等
- 基本方針
1 学校教育 2 地域教育 3 生涯学習・文化芸術 4 スポーツ振興 5 文化財保護・活用

第二次諏訪市教育振興基本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本計画の取組
<p style="text-align: center;">誰もが輝き 誰もが幸せ</p> <p style="text-align: center;">新たな時代を切り拓き つながり続ける 学びの和</p>	<p style="text-align: center;">基本方針 1</p> <p style="text-align: center;">【学校教育】 自らを拓き、 未来を生きる 子どもを育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎学力の向上と心・体の成長 (2) ものづくり教育の推進 (3) 特別支援教育の充実 (4) 就学への経済的支援 (5) いじめ問題や不登校支援への取組 (6) ICT教育の推進 (7) 未来創造ゆめスクールプランの着実な推進 (8) 学校施設の計画的な整備
	<p style="text-align: center;">基本方針 2</p> <p style="text-align: center;">【地域教育】 地域に学び、地域に 生きる子どもを育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域協働の学校づくりと子どもの育成 (2) 郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組 (3) 青少年の自立支援 (4) 地域の中で子どもを育てる取組
	<p style="text-align: center;">基本方針 3</p> <p style="text-align: center;">【生涯学習・文化芸術】 学びや文化芸術に、 親しみ、活かし、つなぐ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会のニーズに応じた学習機会の提供 (2) 文化芸術に親しむ機会の提供 (3) 文化芸術活動の支援 (4) 本に親しむ環境づくり (5) 生涯学習活動活性化のための人材育成 (6) 学びの成果を活用する仕組みづくり (7) 地域の自発的、自立的な公民館活動の支援 (8) 学びや集いの場の環境整備
	<p style="text-align: center;">基本方針 4</p> <p style="text-align: center;">【スポーツ振興】 誰もが気軽に楽しく 親しめるスポーツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツに親しむための機会の提供 (2) スポーツ団体活動の活性化支援 (3) 子どもの体力や運動能力の向上 (4) 施設の維持・改修と利用方法の見直し (5) スポーツを通じた青少年の育成
	<p style="text-align: center;">基本方針 5</p> <p style="text-align: center;">【文化財保護・活用】 諏訪の特色である文化 遺産を守り、活かす</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財保存活用基本方針の策定 (2) 文化遺産の総合的な把握と指定 (3) 文化遺産の保存・管理の推進 (4) ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出 (5) 保護意識の醸成とそれに対する市民協働 (6) 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備 (7) 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は平成18年12月の教育基本法の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。現在は、第3期計画（平成30～令和4年度）の進捗状況を踏まえた課題や、2040年以降の社会の変化、人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題などを見据えた課題等へ対応していくための第4期教育振興基本計画の策定を進めています。

また、地方公共団体については、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画の策定に努めることが規定されています。

このことを踏まえ、長野県は、平成20年に平成24年度を目標年度とする長野県教育振興基本計画を、平成25年度には、第2次長野県教育振興基本計画、平成30年度には第3次教育振興基本計画を策定しました。令和4年度末の第3次計画の期間満了を控え、現計画の成果と課題を検証し、複雑・多様化する教育課題の背景や探究を中核にした新たな学校づくり等来るべき未来の教育像を見据えた上で、改めて長野県の教育政策の方向性を示すため、第4次長野県教育振興基本計画が策定されました。

諏訪市では、これまで諏訪市総合計画に、目指すべき教育の目標を掲げ、各種施策を展開するとともに、平成30年度を初年度とする諏訪市教育振興基本計画を策定し、「基本目標：ともに学び、ともに育つ、未来につなげるまちづくり」を核として、「学びのまちづくり」実現に向けて、「教育環境の充実したまちづくり」、「生涯学習・市民スポーツの充実したまちづくり」、そして「豊かな地域・文化・芸術を育むまちづくり」を基本方針に据えて取り組んでまいりました。

このような状況の中で、令和4年度末の諏訪市教育振興基本計画の終期を控え、本市のこれまでの取組について事業の進捗状況も含め整理、検証するとともに、先行き不透明で予測困難な社会が訪れようとしている今だからこそ、これまでも拠り所となってきた諏訪市の学ぶ環境の豊かさや諏訪人氣質といったポテンシャルを発揮することを目指し、幸せに未来を生きるために、市民とともに進める教育の目指すべき方向性及び目標を明らかにし、教育行政の推進に係る基本的な計画として、第二次諏訪市教育振興基本計画を定めるものであります。

2 計画の位置付け及び性格

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。また、計画の性格は、次のとおりとします。

- (1) 諏訪市総合計画に示す教育分野の個別計画であるとともに具体的な活動計画とします。
また、教育分野における他の計画や方針などの考え方を踏まえるとともに、教育分野以外の各種計画及び施策と整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (2) 教育行政を推進する過程で、社会情勢の変化への対応などにより、計画内容を変更する必要がある場合は、弾力的に運用できるものとします。

【参考】教育基本法第17条 (教育振興基本計画)

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

第六次諏訪市総合計画の終期と合わせ、次回改訂時とともに検証等を行うため、今回の計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。



第2章 諏訪市の教育を取り巻く 現状と課題

第2章 諏訪市の教育を取り巻く現状と課題

1 学校教育について

【現状】

- 基礎的な学力の定着を基盤に、情報活用力・判断力・表現力・問題解決力等の「生きる力」を育てる教育の重要性がますます大きくなっています。
- 相手意識に立つものづくり科という諏訪市独自の教育は、子どもたちの体験の幅増大、表現力や課題解決力という生きる力の育成につながっています。
- 奨学金制度については、これまで様々な制度の見直しを行ってきましたが、国の動向等を見定めたくえで、より柔軟な対応が求められています。
- ICTの環境整備が行われ、学校における更なる活用と、情報機器の正しい利用のための情報モラル教育が必要となっています。
- 経年による老朽化や、学校環境の多様化に対応した施設整備や改修等、子どもたちが安全で安心して学習できる環境づくりが必要となっています。
- 子どもたちを取り巻く社会環境、情報環境が複雑化し、いじめや不登校の態様が変化する中で、子どもや家庭の個別の事情等に応じた支援が必要となっています。

【今後起こりえる課題等】

- 発達障がいを含む様々な障がいのある児童生徒が増加傾向にあり、特別支援教育の更なる充実が必要となります。
- 多様化する家庭環境により、就学への経済的支援の状況は日々変化していくため、より柔軟な対応が必要となります。
- GIGA スクール構想実現のため端末の整備を実施しましたが、今後も時代の変化に応じた新たな要素の教育現場への導入が想定されます。
- 地域の実情や特性を踏まえつつ、市内小中学校の適正規模・配置をすることが必要となります。
- いじめや不登校の要因・背景によっては、様々な機関が連携して対応する必要があり、問題解決や社会的自立に向けた協力体制や受け皿の確保が必要となります。

2 地域教育について

【現状】

- 少子化が急激に進み、地域における子どもの活動が減少していく中で、子どもたちの地域との豊かな関わりの創出・郷土への関心が求められています。
- 子どもが地域で学ぶ、地域が子どもを育てることを促進するには、コミュニティスクールとの連携が必須と考えています。
- 地域教育を推進するには、地域社会で子どもたちを見守る土壌をつくり、地域活動への子どもたちの積極的な参画を促す方策の検討が必要となっています。

○情報機器の急速な普及等により、青少年がネット上のトラブルに巻き込まれる可能性が高まっています。

【今後起こりえる課題等】

○少子高齢化が進むことで、地域行事の減少や活動に参画する人材の確保が困難になっていくことが考えられます。

○新型コロナウイルス感染症拡大等により、地域活動の制限がされることで、地域と子どもとの関わりが弱くなってしまう可能性があります。

3 生涯学習・文化芸術について

【現状】

○行政機関・民間機関等多様な場で、子どもから大人までを対象とした多くの学びや文化芸術に親しむ機会が提供されています。

○学びや習熟した文化的技能を活用し、人から人へつなげ、まちづくり等の社会貢献や地域課題解決に結びつける仕組みの確立が必要です。

○多様性を認め、世代を超えた交流から、まちづくりの人材発掘、地域力の向上につながるものが求められています。

○読書は、自ら考える力や生きる力を育むものとして重要であり、読書習慣の定着とともに学びにつなげる主体性や本を活用する力の育成が課題です。

○生涯学習施設は老朽化しており、あり方の検討や、場にこだわらない事業展開が求められています。

【今後起こりえる課題等】

○人口減少や高齢化に伴い、学びや文化芸術に親しむ機会が減少、あるいは固定化することが考えられます。

○新型コロナウイルス感染症感染拡大等に起因した人のつながりの希薄化により、支え合い共存する力、ひいては地域力の低下が想定されます。

○情報社会において技術革新が進んでおり、生涯学習・文化芸術分野も情報発信に留まらない通信ツールを活用し、学びやつながりを深める必要が出てきます。

○新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機に読書が見直されていますが、今後長期にわたり親しんでもらうための取組が必要となります。



公民館講座
～地域の団体「諏訪塾」との
コラボでまち歩き～

4 スポーツ振興について

【現状】

- 諏訪市スポーツ協会やスポーツ少年団は会員の減少が続いており、年少人口を中心にスポーツ人口は減少しています。
- スポーツの振興や活性化を図るため、指導者やリーダーの確保や養成が必要となります。
- 保育園で「運動遊び教室」を実施し、無理なく楽しく身体を動かすきっかけづくりとしていますが、さらに小学校入学後や家庭での取組へとつなげる方策が必要です。
- 市内スポーツ施設は、全般的に老朽化が進んでおり、定期的な点検・整備・計画的な改修が必要です。

【今後起こりえる課題等】

- スポーツ施設を維持していくためには、機能の集約や廃止の検討を進めていく必要性が高くなることが想定されます。
- 少子化が進むことで、子どもが希望するスポーツができる機会が減少する可能性があります。
- 高齢化による社会保障費の増加が課題ですが、医療費の安定化やいきいきとした生活を実現するためには、今以上に健康寿命の重要度が高くなることが想定されます。

5 文化財保護・活用について

【現状】

- 多くの文化遺産が保護を図るべきものとして文化財指定され、また博物館や美術館等に収蔵され保護されています。
- 各館収蔵庫が手狭になっており、資料等が活用しにくい状況であるとともに、館外収蔵施設についても老朽化が進行しています。
- 文化遺産の意義について多くの人に理解を得る必要がありますが、わかりやすい説明が不足しています。
- 文化遺産を歴史的背景、ストーリー等でつなぎ、観光面等多くの分野で広く活用することが検討されています。
- 文化遺産を守り伝えることは労力や財力を必要とするため、所有者や行政の負担が増えています。

【今後起こりえる課題等】

- 生活様式や価値観、世界情勢等の変化に伴い、歴史資料や近代建築、美術作品等の文化遺産が失われることがあります。
- 価値観の多様化が進む中で文化遺産の保存・継承を継続するためには、その意義を市民と共有し、市民を巻き込んだ保護活動をする必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大を機に地方が見直され、歴史・文化を含むまちが持つ魅力の重要性が今後更に高まる可能性があります。

第3章 諏訪市教育大綱

(令和5～8年度)

第3章 諏訪市教育大綱（令和5～8年度）

基本理念

誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和

ここ諏訪の地には、諏訪湖やそれを抱く山々に太古の地質変動と人々の営みの痕跡が残され、人々が自然に畏敬の念を抱いていた証しが、御柱祭や御渡りを代表とする諏訪信仰として残されています。そして、冷涼な乾燥気候が精密工業を盛んにした一要因となるなど、諏訪の人々は恵まれた自然の中で多くの歴史や文化、産業を生み、今に伝えています。諏訪市には、ものづくりを含め体験を通じて地域を知ることができる「ひと」「もの」「こと」が豊かにあります。また、寒冷な盆地で生きる術として身に付けたとも考えられる勤勉で探究的な諏訪の人のありようは、諏訪人氣質とも称されます。

わたしたちは、家族や仲間、地域の方々とつながりあいながら成長し、自分の好きなことや得意なことを伸ばしながらこころ豊かに生きるため、この地で多くの学びの機会を得てきました。

そんな諏訪の教育を取り巻く環境にも、今、大きな変化が訪れています。

少子高齢化、人口減少社会の進行は、これまでの右肩上がりの社会を基盤とした考え方を揺らし、同時に人の生活や働き方、価値観が多様化する一方で、孤立や格差の問題も顕在化してきています。また、大量生産・大量消費による工業を中心とした産業構造はサービス業中心へと変化するとともに、グローバル化のさらなる進展や、人とモノがインターネットでつながり新たな価値が生まれ、AIなどの技術革新により人の可能性が広がる Society5.0 という未来社会を目指す取組が始まっています。さらに、世界中が気候変動や自然災害などの環境問題に直面し、いまだ新型コロナウイルス感染症は終息の兆しがみえません。

諏訪市は、これまでの常識や価値観を変えるような、先行き不透明で将来予測が困難な社会が訪れようとしている中だからこそ、諏訪市の豊かさや諏訪人氣質を発揮することを目指します。

そして、誰もが心身ともに健やかで幸せに未来を生き抜くため、以下のことを目指します。

- ・皆が一緒に同じペースで同じことを行うことよりも、多様な個性や自立した個が尊重され、つながりあいながら対話や議論により、新たな価値を生み出していくこと
- ・互いに寄り添い、支え合うことで誰ひとり取り残されることなく、可能性が最大限活かされ、かけがえのない存在として自立すること
- ・誰もが誰とでも、いつでもどこでも、自分らしくかつ楽しく豊かな体験を通して探究的に学び続けること
- ・学びを礎として世代を超えて協力し合い、誰もが幸せに生きることができる社会のづくり手となれること

そのうえで、こうした学びをつなげて人と人とながら「学びの輪」、その先に、過去に学び地域や社会の未来をつくる力として光を放つ多様な「学びの輪」がなごやかでゆるやかに調和する、「学びの和」を目指した教育を進めます。



高島藩の御貸具足

(諏訪市博物館蔵)

江戸時代の高島藩の合印（あいじるし。敵味方を区別するしるし）は、金色に輝く輪「金素輪」。

基本方針

1【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる

これからの時代を背負う子どもたちの学びが更に深まり、自分らしさを発揮しながら楽しい学校生活を送ることができるよう、3つのプラン「認めあい」「支えあい」「学びあい」と3つの重点活動「読書活動・読書会活動」「人権・平和教育の充実」「地域と一体となった防災教育・安全教育」を大切に、自ら学び、自らの力で課題に立ち向かう意欲を持った子ども、故郷への愛着を持ちながらも幅広い視野で考え行動できる子どもを育む教育を推進します。また、小学校と中学校における9年間の系統性・体系的に配慮した小中一貫カリキュラムを編成し、児童生徒の成長を支える仕組みを整え、これからの少子化等の社会環境変化にも対応できるよう、社会的自立を育む小中一貫教育を推進します。

2【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる

地域教育は社会教育、学校教育の二つの切り口があります。社会教育においては、その活動を通して人と人との交流を促進し、地域に新たな価値をもたらすような仕掛けづくりを進め、地域コミュニティの再生・活性化に貢献することを期待します。学校教育においては、総合的な学習の中で地域教材・地域人材を活用し、信州型コミュニティスクールの更なる推進や、郷土への理解や愛着を育む取組を進めます。これらの地域に学ぶ様々な取組により、まち全体で未来を担う子どもを育てていきます。

3【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ

市民一人ひとりが文化や芸術に親しみ、生涯にわたり自発的に学び続けることは、社会の一員として自立した個人を育むために、また、豊かな人生を歩むために大切なことです。私たちは、多くの人とつながりながらこの地域で生活しています。個人やグループが学んだ成果を活かし、生涯学習活動や地域活動を支えることは、諏訪の地域力向上にもつながり、学びや文化芸術活動の定着にもつながります。諏訪の特色を捉えた学びがいつでもどこでも誰でもできること、地域課題の解決に活かせること、学びを通じて仲間を広げ、人と人がつながることができる諏訪市を目指します。

4【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ

健康づくりや生きがいを求める意識が高まる中、日常生活における運動やスポーツの役割はますます大きくなっています。文字通り健康づくりに取り組むことで健康寿命は延伸し、社会保障費の安定化にもつながります。これを実現するには、普及活動や施設等の環境整備が必要不可欠です。スポーツに対する関心を高めていき、より身近に感じてもらうことで、市民の誰もが、それぞれの年齢、体力、目的や興味等に応じてスポーツに親しむことができるようになり、生活の一部として楽しく気軽に取り組んでいける。そうした取組から、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

5【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす

指定文化財、博物館の資料、美術館の作品、偉人の顕彰等、諏訪の風土や先人によって築かれた歴史や文化を知る材料を「文化遺産」として守り伝えることは、諏訪で暮らす私たちのアイデンティティにつながり、まちの魅力につながります。

また、市民が諏訪の特色や魅力に気づき、活かすことで、交流人口の増加にもつなげることが可能です。

文化遺産の確実な保存と、魅力が伝わるような整備と公開を土台として、市民自身が文化遺産保護と活用の担い手となることを目指します。

第4章 基本計画

第4章 基本計画

「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和」実現に向けた施策の推進について

第3章 諏訪市教育大綱に掲げた内容に基づき、各種具体的な取組を示すことで、「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和」実現に向けた施策の推進を図ります。

基本計画の取組の内容として「●」、具体的な行動を「・」で記載しました。また、各施策には、「成果指標（KPI）」を掲載しています。「成果指標（KPI）」はそれぞれの施策がどの程度の進捗状況なのか、どの程度効果が発揮されているかを測るための指標です。

なお、全施策、KPIには市民満足度調査の結果が含まれています。市民の評価がそのまま教育行政運営の指標となります。

1【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる

《成果指標》

成果指標（KPI）	現状値	目標値	設定根拠
「ものづくり教育」の必要性、重要性の認識度	74.8%	80.0%	独自教育充実の指標
奨学金制度の新規利用者	8人	8人	必要支援実施の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

(1) 基礎学力の向上と心・体の成長

- 目指す子ども像「自らを拓き、未来を生きる子ども」を育てるため、3つのプラン「認めあい」「支えあい」「学びあい」と3つの重点活動を大切にした教育を実践します。

「認めあいプラン」

互いに認め合い、心豊かに生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、不登校支援、いじめ未然防止等を推進する計画

「支えあいプラン」

支え合い、助け合ってともに生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、インクルーシブ教育、特別支援教育等を推進する計画

「学びあいプラン」

ふるさとを愛し、確かな学力を身につけ、たくましく生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、学びの改革、ふるさと学習、体力向上等を推進する計画

- ・すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・「読書活動・読書会活動」「人権・平和教育」「地域と一体となった防災教育・安全教育」を、プランを支える重点活動として全校で実践します。

【主な具体的な取組】

● 確かな学力をはぐくむために、児童生徒の主体性を根底に据え、次の取組を進めます。

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教育支援指導主事の学校訪問による研修や、市独自の教職員研修を計画的に実施します。
- ・ ユニバーサルデザイン^{*1}の視点による児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、小学校高学年における教科担任制の拡充により、基礎学力の向上等を図ります。
- ・ 小学校低学年では、基礎となる「読み」の確かな定着のため、すべての児童にMIM^{*2}を活用した指導を行います。
- ・ 算数・数学の基礎的な学力定着のための系統的な問題集「すわベーシック」^{*3}を改訂し、活用を進めます。
- ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上のため、ALT^{*4}を全校に配置し、実践的な英語授業を実施します。
- ・ 諏訪ならではの自然、文化、歴史、産業などに触れ、地域の人と関わりながら探究的に学びを深める「ふるさと学習（すわっこ学習、諏訪学）」を推進します。
- ・ 読書活動の充実、情報活用能力の向上に向け、学校図書館司書を全校に配置し、図書館を活用した授業等の充実を図ります。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果の分析から明らかになった成果と課題を、授業改善につなげます。

● 豊かな心や健やかな体をはぐくむために、次の取組を進めます。

- ・ すべての教育活動を通じて命の尊さを取り上げるとともに、性に対する正しい知識を理解する取組を行います。
- ・ すべての学校で平和教育を行い、その一環として、中学生を広島平和記念式典へ派遣します。
- ・ 生涯学習施設等と連携した人権教育、福祉教育に取り組みます。
- ・ 足もとの環境問題を意識し、児童生徒の目線で行動する環境教育に取り組みます。
- ・ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。
- ・ 自校給食により、地元野菜の利用など地産地消を進めながら、教育の一環として学校給食の充実を図り、食育を推進します。
- ・ 体力向上と運動習慣の形成に向けて、全校で体力テストを実施し、結果の分析から体力向上プランを年度ごとに策定します。
- ・ 蓼科保養学園での健康教育の実践と次世代に馳せる思い（蓼科イズム）を継承した、新しい健康教育プログラムについて研究を進めます。
- ・ 部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、中学校部活動の段階的な地域移行について、検討する場を設けて進めます。

*1 ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味し、老若男女といった差異や、障がいの有無、能力などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるデザイン。

*2 MIM

Multilayer Instruction Model の略で、多層指導モデルという意味であり、通常学級において、異なる学力層の児童のニーズに対応した指導・支援を提供していくモデル。特に、児童が学習につまずく前に、また、つまずきが深刻化する前に指導・支援を行うことを目指している。

*3 すわベーシック

算数・数学の基礎的な学力を身につけることを目的に作成したドリル問題、系統的な問題集。

*4 ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手。日本の学校の授業、特に英語の授業で補助教員(専門職補佐の教師)として勤務する外国人。

(2) ものづくり教育の推進

● 諏訪地域に息づく「ものづくりの精神」を活かした「相手意識に立つものづくり科」を実施し、諏訪版キャリア教育としての「ものづくり教育」を更に深め充実させます。

- ・ 自分で考え、五感を駆使して取り組む、諏訪だからこそ学べる「ものづくり教育」を、諏訪市の教育の柱に据え、「諏訪版キャリア教育」として産・学・官が連携して取り組みます。
- ・ 常に使い手の立場に立ったものづくりの精神を大切にして、ものづくりの楽しさを味わう「相手意識に立つものづくり科」のカリキュラムを、小中9年間を見通して整備します。
- ・ 学校での学びに留めることなく、学習成果の発表とともに社会の経済活動等とのつながりを学ぶチャレンジショップ*1を実施します。
- ・ 地域企業・関係機関や高校、大学等との連携、協力体制を深め、プログラミングやSTEAM教育*2の視点から「相手意識に立つものづくり科」のカリキュラム研究を進めます。

*1 チャレンジショップ

「相手意識に立つものづくり科」の授業において児童生徒が作製した作品を「商品」として市民等を対象に販売するイベント。

*2 STEAM 教育

科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Art)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。

(3) 特別支援教育の充実

● 特別な支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学習支援員や自立生活支援員による支援を拡充します。

- ・【再掲】すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・ 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、チームとしてインクルーシブ教育*1を推進します。
- ・ ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行います。
- ・【再掲】小学校低学年では、基礎となる「読み」の確かな定着のため、すべての児童に MIM を活用した指導を行います。
- ・ 合理的配慮*2を必要とする児童生徒が活用することを想定し、ICT 機器活用を研究し、環境整備を進めます。

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場^{*3}について、専門家を交えて検討し、継続した支援を行います。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通常の学級を基盤にしながら教育的ニーズに応じた学びを支援するため、通級指導教室の整備を推進します。
- ・学習面の支援を行う学習支援員や、行動面・心理面の配慮、自律した校内生活の支援を行う自立生活支援員を、児童生徒の状況にあわせて配置します。
- ・多様な児童生徒がいることを前提に、学習支援員や自立生活支援員による支援の拡充、医療的ケア児^{*4}のための看護師等の専門家による支援、「多様な学びの場」の充実等、チーム支援体制構築等の環境整備に努めます。
- ・切れ目のない支援を行うため、早期からの相談体制や「子育て支援シート」^{*5}等を活用した幼保小中高への一貫した発達支援体制の整備を進めます。
- ・【再掲】副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。

***1 インクルーシブ教育**

すべての学習者の多様性を前提とし、障がいのある者となない者が共に学ぶなど、多様な児童生徒の教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムそのものを改革するプロセスのこと。

***2 合理的配慮(学校教育における)**

障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒が学校生活に公平に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

***3 適切な学びの場**

小中学校には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場があり、障がいの程度や教育的ニーズ等を踏まえた検討のうえ判断された児童生徒の学ぶ場所や支援体制等のこと。状況の変化により、その都度見直される。

***4 医療的ケア児**

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けることが必要な児童生徒。

***5 子育て支援シート**

家庭と支援機関が子どもの発達に関わる特性等の情報を各ライフステージに引き継ぎながら適切に支援を継続するため、1冊のシートに子どもの成長の記録や支援の経過を記入するツール。

(4) 就学への経済的支援

●経済的に厳しい家庭のための就学援助や、スクールバス運行等による遠距離児童生徒の通学支援を継続します。また、奨学金制度の周知徹底を図ります。

- ・家庭状況に影響されず、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、就学援助を行い、教育の機会均等を確保します。
- ・安全で安心な通学手段を確保するため、遠距離通学を要する児童生徒に対し、スクールバス等の運行を実施します。
- ・能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校や大学等への就学が困難な生徒、学生に対し、奨学金を支給・貸与します。
- ・奨学生の諏訪での就業・定住を支援するため、奨学金貸与に対する償還金は、大学卒業後一定期間内に諏訪市に居住する等、要件を満たした者について一部免除とします。

(5) いじめ問題や不登校支援への取組

●複数の要因や背景が複雑に絡み合う児童生徒の悩みや課題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あゆステ等を含めたチームで寄り添い、支援します。

- ・【再掲】すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添い、支援するため、スクールカウンセラー(SC) *¹ やスクールソーシャルワーカー(SSW) *²、不登校支援コーディネーター*³ を配置し、諏訪市子ども家庭総合支援拠点「すわ☆あゆみステーション」(あゆステ)を中心とした関係機関と連携し、学校内外のチームによる相談・支援体制の充実を図ります。
- ・自分は大切な存在であること、身近な大人に相談できること、相談する場所があることを学び、周りの力を借りて前向きに解決できる児童生徒の育成を図るため、「SOS の出し方に関する教育」を実施します。
- ・「諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策に、総合的かつ効果的に取り組みます。
- ・児童生徒のいじめ防止等に向けた主体的かつ自主的な取組を支援するため、児童生徒による自他の権利を守り大切にしようとする活動や、人権教育、インターネットの適正利用を考える情報モラル教育を推進します。
- ・地域や行政、市民が一体となっていじめの問題について連携して行動できる体制の強化を図るため、経験や知識を有する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- ・「諏訪市不登校児童生徒の支援に関わる基本的な方針」、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン(出席扱いの考え方)」の運用とともに、学習評価についての考え方を整理しながら、一人ひとりの学びを見つめ、すべての児童生徒の自己肯定感が高まり、社会的自立に向かう支援を進めます。
- ・不登校児童生徒の居場所の一つとしてフレンドリー教室を設置するとともに、教科学習だけでなく自然体験や社会体験など児童生徒の興味関心に寄り添い広げる学びの場づくりを民間団体等と連携して進めます。
- ・【再掲】ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行います。
- ・不登校の児童生徒が活用することを想定し、ICT 機器活用を研究し、環境整備を進めます。

*1 スクールカウンセラー(SC)

心の問題の専門家として学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が宛てられる。

*2 スクールソーシャルワーカー(SSW)

社会福祉の専門的な知識を持ち、子ども本人だけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を担う者。

*3 不登校支援コーディネーター

学校外での子どもの居場所の情報提供や、それぞれの児童生徒の特性や状況にあった学びを調整する者。

(6) ICT教育の推進

●一人1台配備されたタブレット端末をプログラミング教育や授業等においても活用する等、ICT*1教育を推進します。

- ・ 諏訪市 ICT 教育推進計画を見直しながら、将来を担う児童生徒が情報を主体的に選択し活用するための情報リテラシーを身に付ける ICT 教育を推進します。
- ・ 情報機器の正しい利用を身に付け、情報発信による他人や社会への影響について考える情報モラル教育を進めます。
- ・ プログラミング教育を各教科や「相手意識に立つものづくり科」において実施し、プログラミング的思考を育成します。
- ・ ICT の効果的な活用を進めるため、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。
- ・ 教員の ICT 指導力の向上や効果的に ICT 機器を活用するために、ICT 支援員を各学校に配置します。
- ・ 多様な考えと出会い学びを深めることや異年齢集団で交流すること、プレゼンテーションの場を広げることなど、タブレットや電子黒板など ICT 機器を活用した双方向授業や遠隔授業を研究します。
- ・ デジタルコンテンツ*2を活用するなど児童生徒の学習環境の充実を図るため、デジタル教科書の導入を推進します。

*1 ICT

情報通信技術(Information and Communication Technology)の略で、情報処理や通信に関する基礎あるいは応用技術の総称。

*2 デジタルコンテンツ

文章(テキスト)や動画、音楽、画像などデジタル形式で構成されている情報内容。

(7) 未来創造ゆめスクールプランの着実な推進

●「未来創造ゆめスクールプラン」に掲げた小中一貫教育学校の設置に向け、地域にも丁寧に説明しながら着実に推進していきます。

- ・ すべての中学校区で小中一貫教育（施設併設・分離型）を進めます。
- ・ 小中学校で9年間学ぶ学習内容のつながりを重視し、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成します。
- ・ 高学年（5～6年生）の複数教科で、教科担任制を拡充します。
- ・ 小学校と中学校の違いから中学校1年の生活に不安をもつ「中1ギャップ」*1の緩和を目指し、小学校と中学校の段差を緩やかにする取組を工夫します。
- ・ 異年齢集団での学習や交流を実施し、互いの結びつきを深め、憧れや思いやりの心を育みます。
- ・ 教職員の専門性を活かす組織体制や研修等を充実させます。
- ・ 地域協働の学校づくりを進めるため、中学校区ごとに、小中学校のコミュニティスクールの一体化を目指します。
- ・ 南部地区（四賀小学校、中洲小学校、諏訪南中学校）再編を進めるため、施設整備の手法や施設規模などの検討を進めます。

*1 中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で被る心理や学問、文化的な隔たり。

(8) 学校施設の計画的な整備

- 「個別施設計画」や「未来創造ゆめスクールプラン」の進捗状況等を踏まえ、計画的な学校施設の改修・修繕を進め、安全で子どもたちが安心して学習できる環境を整備していきます。
 - ・ 安全性や緊急性等を考慮し、計画的に改修・修繕を行えるよう、実効性の高い個別施設計画への改定作業を進めます。
 - ・ 管理諸室や特別教室へのエアコン設置、トイレの洋式化等を行い、教育環境の向上を図り健やかな学習・生活空間の実現を目指します。
 - ・ 障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送り、インクルーシブ教育の推進構築に資するため、長寿命化改修の機会等を捉え、学校施設のバリアフリー化を進めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 未来創造『あい』プラン
- 諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針（平成27年度～）
- 諏訪市不登校児童生徒の支援に関わる基本的な方針（令和4年度～）
- 諏訪市ICT教育推進計画（令和4～8年度）
- 第3次諏訪市子ども読書活動推進計画（令和元～令和5年度）
- 諏訪市未来創造ゆめスクールプラン（平成30年度～）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成29～令和8年度）
- 第4期諏訪市障がい者福祉計画（令和3～8年度）



上諏訪小（2年）・中（2年）の交流
～小学生が飼育する烏骨鶏を介したふれあい～



ものづくり教育
～地域の工場でのものづくりの精神を学ぶ～

2【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる

《成果指標》

成果指標（KPI）	現状値	目標値	設定根拠
学校支援ボランティア 参加者延べ数	10,304人	21,000人	教育に対する 協働の指標
地区育成会等活動支援事業 参加者数	1,600人	1,600人	地域での子育てに対 する意識醸成の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

（1）地域協働の学校づくりと子どもの育成

- 地域住民が学校ボランティア等を通じて子どもたちに関わるとともに、コミュニティスクールを通じた学校運営参画をすることで、学校と地域の信頼関係を深め、地域教育力を高めます。
 - ・学校運営協議会・PTAを中心に、開かれた学校や地域とともに歩む学校を地域社会とともに創ります。
 - ・世代を越えた多様な交流の場を創出するため、コミュニティスクールにおける地域との関わりを深めます。
 - ・地域との交流を通じてコミュニケーション能力を高めるとともに、地域の活性化に向けて地域に貢献できる取組を推進します。
 - ・地域住民の学校づくりへの参画などにより、大人も学びながら地域の教育力を高める活動を推進します。
 - ・学校と地域の連携による防災教育を進めます。

（2）郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組

- 郷土諏訪の「ひと・もの・こと」を題材にした郷土学習である「ふるさと学習」の充実を図ります。また、生涯学習施設と連携し地域の歴史文化や芸術を学ぶ機会を増やします。
 - ・諏訪市の豊かな自然や地域の文化にかかわる体験的な学びを充実させるために、地域教材を扱った事例を集め、ふるさと学習に活用します。
 - ・小中学校の9年間を見通したふるさと学習のプロトタイプを作成し、それをもとに、中学校区ごとに特色ある指導計画を立て、実行します。
 - ・郷土諏訪の「ひと・もの・こと」を学ぶ小学校副教材として『私たちの諏訪市』の編集を行い、活用します。
 - ・郷土学習を支援する場として、博物館に設置している「すわ大昔情報センター」や郷土の偉人岩波茂雄ゆかりの全国的にも珍しい施設である信州風樹文庫などを活用します。
 - ・生涯学習施設において実施する、実際に触れたり制作して学ぶことができる体験学習や出前講座を周知し、参加を促進します。

(3) 青少年の自立支援

●地域の中で子どもたちが希望に満ち、生活を充実させながら地域活動に積極的に参加できる機会を得るため、地域の育成会が実施する育成事業、伝統文化事業への支援をします。

- ・ 諏訪市子ども育成会連合会を通じ、伝統行事参加なども含む各地区の子ども育成活動事業を支援します。
- ・ ジュニアリーダーを養成し、ジュニアリーダーとして必要な企画力、行動力、責任感を学ぶ機会を設けます。
- ・ ジュニアリーダーの実践の場として、さまざまな地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。

(4) 地域の中で子どもを育てる取組

●少年愛護委員による定期的な街頭巡視活動を行いながら、地域の中で子どもたちをとりまく環境を見守り、地域の安心・安全につながるような委員活動の充実を図ります。

- ・ 地域から選出された少年愛護委員が、地域の子どもたちをとりまく環境を見守るために、定期的に街頭巡視活動を行います。
- ・ 関係機関・団体が、課題を共有し、連携しながら子どもをとりまく社会環境の整備に努めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 諏訪市未来創造ゆめスクールプラン（平成30年度～）



コミュニティスクールの活動
～児童の登下校を見守るキョロブラ運動～



育成会連合会の活動
～子どもたちのタテとヨコのつながりをめざして～

3【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ

《成果指標》

成果指標（KPI）	現状値	目標値	設定根拠
講座等アンケートで「学んだことを活かしたい」に回答した割合	20%	30%	学びを活かす意識の浸透指標
生涯学習施設におけるボランティア活動に参加した人数	292人	350人	生涯学習分野への積極的市民参画の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

（1）社会のニーズに応じた学習機会の提供

●行政を含めた多様な主体による活動を見渡し、地域課題解決の視点を重視した講座を充実します。また、仲間づくりにつながるような配信講座のあり方を研究します。

- ・講座等の学習機会を提供するため、地域に潜む現代的な課題やニーズなどの情報を収集し活用します。
- ・住民自治を推進する学びの機会を提供するため、関係課及び民間団体等と連携し、地域課題の共有や解決につながる講座等を開催します。
- ・SNS*1等の活用を含め、講座等の受講だけで終わらずに、その後の学びの継続や仲間づくりが展開できるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・生涯学習機関である放送大学長野学習センターに、引き続き人的支援を行うとともに、アーケード3階公共スペースでの施設運営を支援します。
- ・駅周辺の新しい人の流れと賑わいを創出するため、オンライン配信機材を活用しながら多世代が多目的に交流できる各種講座を実施します。

*1 SNS

Social Networking Service の略で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。Web サイトやスマートフォンアプリなどで利用することができる。

（2）文化芸術に親しむ機会の提供

●展覧会や優れた芸能・芸術鑑賞、自然体験等、豊かな文化に親しむ機会を提供します。また、学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作ります。

- ・博物館や美術館などにおいて、時機を得た企画展等の展覧会を開催します。また、開催情報を広く市民へ周知します。
- ・伝統芸能や音楽など優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、諏訪市芸術祭を実施します。
- ・豊かな自然環境に触れる機会を提供するため、蓼の海森林体験学習館において「自然と遊ぶつどい」講座を開催します。また、多角的に利用できる方法を研究します。
- ・実際に触れたり制作して学ぶことができる体験学習や出前講座等を実施します。

- ・優れた美術作品に親しみ、制作する楽しさを知る機会を提供するため、美術館において学校連携展を実施します。
- ・原田泰治美術館の管理運営について、民間の資金やノウハウを活用するため、指定管理者制度を継続するとともに、モニタリングにより効果を検証します。
- ・地域の歴史文化や芸術に触れる機会を提供するため、市立の博物館・美術館を無料で鑑賞できるミュージアムパスポートを市内小中学生に配布します。また、ミュージアムパスポートの利用促進を図るため、周知方法を研究します。

(3) 文化芸術活動の支援

●文化芸術活動を行う団体等の活動を支援します。また、文化祭等を通じてその活動の発表の場を提供し成果の発信を推進します。

- ・公民協働による文化施策の充実を図るため、諏訪市文化協会などに助成を行います。
- ・市内を拠点に活動する文化芸術団体の発表の場を提供するため、諏訪市文化協会等と連携し、コーラス祭や芸能祭、作品展示など市民文化祭を開催します。
- ・美術作品の発表と交流の機会を提供するため、諏訪市美術会など関係団体主催の展覧会等を支援します。
- ・世界的舞踊家ニムラエイイチの「後進育成」への思いをつなげるために活動するニムラ舞踊賞運営委員会に助成を行います。

(4) 本に親しむ環境づくり

●読書習慣の形成や、本からの学びと活用、本を通じて諏訪を知ることで、「本がいつも身近にある生活」、「本を読み自ら考える」、「諏訪に親しみをもつ」ことを目指した取組を行います。

- ・生涯にわたる学習を支える場として、課題解決のためのさまざまな資料・情報を収集し、分類・体系化して保存し、提供します。また、諏訪に関する資料を積極的に収集します。
- ・読書を啓発するため、毎月第3日曜日を「みんなで本を読む日」とし、市図書館での20冊貸出、本を紹介しあう「ビブリオトークの会」を行います。
- ・本に親しむきっかけとして、0歳児及び3歳児への絵本プレゼント「おひざで絵本」、18歳成人への岩波新書プレゼント「種まくブック」を実施します。
- ・市図書館と学校図書館が連携し、児童生徒対象の「図書館つかいこなし講座」、教職員ボランティア対象の「読み聞かせ講座」を開催します。
- ・市図書館に来られない児童・生徒の読書活動を支援するため、学校図書館を経由した本の貸出を実施します。
- ・高齢者や障がい者の読書活動を支援するため、通常の書籍に加え、大活字本や点字図書、デジイー図書*1、LLブック*2等の書籍を整えます。
- ・市図書館に来られない方にも読書の機会を提供するため、市町村と県による協働電子図書館事業（デジとしよ信州）に参画します。また、その他の方策についても研究します。
- ・子どもの主体的な読書活動を推進する機運の醸成を図るため、第4次子ども読書活動推進計画を策定し推進します。

- ・【再掲】郷土学習を支援する場として、博物館に設置している「すわ大昔情報センター」や郷土の偉人岩波茂雄ゆかりの全国的にも珍しい施設である信州風樹文庫などを活用します。

*1 デイジー図書

デイジー(DAISY)は、Digital Accessible Information System の略で、デジタル録音図書の国際標準規格。視覚障がい等により、印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。1枚のCDにカセットテープ約50巻分の録音が可能。

*2 LLブック

スウェーデン語のLättläst(英語ではeasy to read)の略で、知的障がいのある方や異なる母国語を持つ方などに、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめにわかりやすく書かれた文章、絵記号、イラスト、写真などを使って作られている。

(5) 生涯学習活動活性化のための人材育成

●講座から誕生する学習グループやボランティアを育成し、すでに活動している団体を含め、学びの連鎖を生む自立的な活動へ導く手助けをします。

- ・博物館友の会や美術館ボランティアなどの活性化のため、会員がやりがいを感じられるような活躍の場を提供します。
- ・自立的な学習活動に必要な指導者等を把握するため、広く情報収集を行います。また、学び手に届くような情報提供の方法について検討を進めます。
- ・一人ひとりが主体的な学びを継続でき、学びの輪が広がるような、学習グループの育成の方策を研究します。

(6) 学びの成果を活用する仕組みづくり

●子どもと大人がともに学び合い、その成果を社会貢献や地域課題解決に結びつける仕組みを提供し、自らが地域の学びをけん引、やりがいを得られるよう活動をサポートします。

- ・さまざまな年代の人が一緒に学んだ上で、その学びを地域への貢献や課題解決に役立てることができるよう、講座後の展開まで含めたプログラムを提供します。
- ・自らのやりがいと地域における学びへの貢献などを両立できるように学習活動を支援します。
- ・【再掲】住民自治を推進する学びの機会を提供するため、関係課及び民間団体等と連携し、地域課題の共有や解決につながる講座等を開催します。

(7) 地域の自発的、自立的な公民館活動の支援

●公民館地区館分館活動に対する支援を行うことで、地域において学べる仕組みづくりに取り組みます。

- ・地域の公民館活動を充実するため分館活動補助金を交付し、併せて地区公民館活動における学びが活性化されるような支援方法を研究します。
- ・地域で活躍する人材を育成するため、地域の課題解決等について学ぶ講座を積極的に実施します。
- ・【再掲】SNS等の活用を含め、講座等の受講だけで終わらずに、その後の学びの継続や仲間づくりが展開できるような仕組みづくりに取り組みます。

(8) 学びや集いの場の環境整備

●利用状況や老朽化状態を加味し、施設の計画的な維持修繕を図ります。また、文化センター敷地内施設のあり方、場にこだわらず施設を横断的に活用する仕組みを検討します。

- ・公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、機能向上や長寿命化を図るため、生涯学習課施設の改修や修繕を行います。
- ・四条例公民館の整備を行い、利便性向上を図ります。
- ・美術館や博物館等の収蔵スペースの不足を解消する新たな収蔵施設の設置に向けて、各施設の収集及び活用方針を活用し、収蔵容量のデータベース化を進めます。また、新たな収蔵スペース建設の検討をはじめます。
- ・国登録有形文化財として保存するため、また、公共施設として安全を確保しながら活用するため、文化センターの改修を検討します。

《関連する分野別計画》

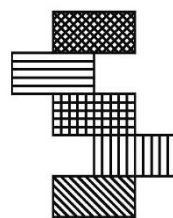
- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 第3次諏訪市子ども読書活動推進計画（令和元～令和5年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成29～令和8年度）
- 第4期諏訪市障がい者福祉計画（令和3～8年度）



諏訪市芸術祭
～プロとともに演奏、本物を体感～



美術館ロゴマークづくり
～中学生と作家の連携～



諏訪市美術館
SUWA CITY MUSEUM OF ART

4【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ

《成果指標》

成果指標 (KPI)	現状値	目標値	設定根拠
スポーツ施設利用者数	187,342 人	190,000 人	ハード面での成果指標
スポーツ教室初参加者中、「スポーツに親しむきっかけとなった」と回答した割合	92.0%	95.0%	ソフト面での成果指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

(1) スポーツに親しむための機会の提供

- **多くの世代、多くの志向、多くの種目でのスポーツ活動が身近に行えるような各種スポーツ教室等を検討・企画し、生涯にわたりスポーツに親しむための機会を提供します。**

- ・健康やスポーツへの無関心層を取り込み、継続的なスポーツ活動の推進や健康への意識を高めるため、健康福祉部やスポーツ協会等とも連携し、市民がスポーツに親しむきっかけとなるようなスポーツ教室等を実施します。また、教室後も継続してスポーツに取り組めるよう、競技団体の紹介やスポーツ施設の利用案内等を行い、継続的なスポーツ活動を支援します。
- ・スポーツ教室やスポーツ大会、スポーツ施設の情報等、スポーツに親しむ動機づけとなる身近な情報を、多様な媒体を利用して広く発信します。
- ・地域におけるスポーツの機会を増やすため、ニュースポーツ^{*1}の用具等の貸出しや出前講座を実施します。
- ・研修会等への派遣や情報交換のための定例会の開催を支援しながら、市民のスポーツ振興や、ニュースポーツの普及・実技指導等に携わるスポーツ推進委員^{*2}の育成と資質向上に努めます。
- ・市民のスポーツ人口の拡大を図るため、令和10年に長野県で開催される国民スポーツ大会^{*3}をスポーツ振興の機会と捉え、関連事業を検討・実施します。

*1 ニュースポーツ

勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼に、20世紀後半以降に新しく日本で考案・紹介されたスポーツ。

*2 スポーツ推進委員

市町村教育委員会より委嘱され、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や、住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導や助言等を行う者。

*3 国民スポーツ大会

毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。令和6年より「国民体育大会」から名称変更。

(2) スポーツ団体活動の活性化支援

- **各スポーツ団体と連携を図り、競技大会、教室、研修会等の開催といった活動を支援し活動の活性化を図るとともに、指導者・リーダーの育成を支援していきます。**

- ・スポーツ協会加盟団体が実施する、競技人口の拡大、競技の普及・振興、運営基盤強化、競技力向上のための事業を支援します。

- ・各種団体における指導者の資質向上やスポーツリーダーの育成に協力するため、指導者研修会などの各種講習会を開催します。

(3) 子どもの体力や運動能力の向上

- 保育園への「運動遊び」の講師派遣や、小学校低学年も対象とする親子教室を開催する等、幼少期から日常生活の中で運動が定着することを目指します。**
- ・子どもの基礎体力の向上と、スポーツ好きな子どもを育成するため、市立保育園に運動保育士を派遣し「運動あそび教室」を実施します。
- ・幼少期に運動をする大切さを保護者にも理解してもらうとともに、親子が一緒にふれあいながら家庭でもできる「運動あそび」の定着を図るため、長野県版運動プログラム普及事業等を活用し、「柳沢運動プログラム*1教室」を実施します。

*1 柳沢運動プログラム

子どもの心と身体の発達に不可欠な、基本的な力を発達年齢に合わせて段階をおって身につけることを目的に、柳澤秋孝松本短期大学名誉教授により提唱された運動プログラム。

(4) 施設の維持・改修と利用方法の見直し

- 施設や設備の点検・整備や計画的な改修を進めるとともに、スポーツ施設の予約や利用方法の見直しを随時行い、より多くの方が利用しやすい施設の運営を図っていきます。**
- ・安全で快適に利用できる施設を提供するため、施設・備品の点検や、利用者・スポーツ団体などと意見交換を行いながら、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき適切な維持や改修を行います。
- ・公共施設予約システムによるスポーツ施設の予約や受付等について、利用者が円滑に手続きを行えるよう、見直しや更新を行います。
- ・令和10年の長野県国民スポーツ大会において、諏訪市で開催される競技種目について、競技団体等と連携しながら、施設基準を満たす競技会場の整備や改修を進めます。

(5) スポーツを通じた青少年の育成

- スポーツ施設等の環境を有効活用するとともに、関係者との協力体制を構築し、運動能力向上に留まらない、スポーツを通じた健全な青少年育成を目指します。**
- ・【再掲】部活動指導體制の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、中学校部活動の段階的な地域移行について、検討する場を設けて進めます。
- ・複数の競技を体験することで、スポーツに興味を持つきっかけづくりや自分に合った種目を見つけることを目的とするスポーツアラカルト教室を開催します。
- ・スポーツに係る連携協力に関する協定を締結している日本体育大学の協力を得て、スポーツ教室や指導者研修会等への講師派遣、大学施設に中学生を派遣して行う交流や体験プログラム等を研究し進めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成29～令和8年度）
- 第4期諏訪市障がい者福祉計画（令和3～8年度）



キッズ運動あそび教室
～運動の定着を図る～



みんなでスポーツ教室
～誰もが楽しくボッチャにチャレンジ～

5【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす

《成果指標》

成果指標（KPI）	現状値	目標値	設定根拠
講座等アンケートで「諏訪市の歴史や文化に誇りを感じる」と回答した割合	30%	40%	文化遺産保護・活用促進の指標
文化遺産関連の保存活動に参加した人数	86人	105人	文化遺産に関する協働の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

（1）文化財保存活用基本方針の策定

●現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図ります。

- ・文化財専門審議会をはじめ他部署などから幅広く意見を聴取し、効果的に保存・活用が可能となるよう保存活用の基本方針を策定します。また、策定した方針は市民と共有するため、広報やホームページ等を活用し情報発信します。

（2）文化遺産の総合的な把握と指定

●文化財の実態調査を行い、価値を把握したうえで諏訪市にとって重要なものを指定し、所有者とともに保護に努めます。また、価値の再把握によって上位指定を目指します。

- ・未指定文化財の基礎的なデータを取得するため、建造物や美術工芸品、遺跡など分野ごとに所在の確認調査を行います。また、保存活用基本方針に基づき、指定に向けた計画的な調査と研究を進めます。
- ・文化財や地域の歴史文化に対する市民の関心の向上を図るため、小丸山古墳出土品など指定等文化財の上位指定を目指し、文化財的な価値を再評価するための調査と研究を行います。

（3）文化遺産の保存・管理の推進

●文化財を後世に伝えるための管理や修理に関して、補助金支出により財政支援を行います。

また、登録有形文化財となっている公共施設について、適切な保存と活用を行います。

- ・文化財所有者への効率的な連絡や所有者間の意見交換の場を設定し、現状変更の届出や補助要項などの周知を図り、指定文化財の適切な維持管理を促します。
- ・文化遺産の保存管理を推進するため、重要度や優先度に応じた中長期的な補助事業計画を立案し財政支援を行います。また、市の財政支援以外の資金調達の方法を研究します。
- ・適切な保存と活用の方針を示した保存活用計画*1に基づき、文化遺産である諏訪市文化センター（旧北澤会館）と諏訪市美術館（旧懐古館）において、後世に引き継ぐよう改修や修繕を検討します。また、文化財の保存と活用に対する理解の浸透を図るため、積極的な普及活動や情報発信を行います。

- ・指定地内への立入を抑制するため、天然記念物「霧ヶ峰湿原植物群落」において、木道を整備します。また、文化遺産としての適切な保存と活用を見極めるため、関係課及び民間団体等と調整して保存活用計画の策定に向けた検討を進めます。

*1 保存活用計画

史跡や天然記念物、建造物など国指定等文化財について、現状や課題を把握し、中長期的な保存・活用の方針を明確化し、所有者と行政の共有理解を図るため、文化庁が所有者に策定を推奨している。

(4) ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出

●**地域の歴史・文化を重視した企画展示や講座を充実します。また、情報や研究の成果、諏訪の文化遺産の魅力をわかりやすく効果的に発信します。**

- ・地域の歴史文化に親しむ機会とするため、時機を得た内容の企画展や講座を開催します。なお、開催にあたっては、学芸員による調査研究を活かし、収蔵資料を最大限に活用した展示を行います
- ・SNS を活用して、展示等の開催周知や調査研究の成果などの情報発信を行います。
- ・市内に所在する文化財や博物館・美術館の収蔵資料（作品）を幅広く公開活用するため、デジタルデータを活用したシステム等の研究を行います。

(5) 保護意識の醸成とそれに対する市民協働

●**保護意識を醸成し、文化遺産保護・活用に市民の知恵や力を活かします。また、幅広い分野に対応すべく、専門的知見を持つ人との協働を推進します。**

- ・文化遺産は、先人たちの営みから現在や未来を考える貴重な教材です。市民一人ひとりの保護意識を高めるため、効果的な普及活動を実施します。
- ・地中にある遺跡や遺物などの埋蔵文化財の適切な保護を図るため、デジタルデータを活用し、遺跡等の情報と合わせて必要な手続き等の情報発信を行います。
- ・市民の学習の質や保護意識の向上を進めるため、博物館の「すわ大昔情報センター」を委託して専門家を常駐させるとともに各種講座等を実施します。
- ・歴史資料や建造物等の保存・活用に対する市民の自発的な活動を促すため、文化財に関するボランティア養成講座を実施します。
- ・美術館に保管されていない美術作品の所有者が、保存や活用方法について相談できるよう専門的知見を持つ人材の把握を行い、所有者と専門的知見を持つ人材をつなぎます。

(6) 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備

●**収集・活用方針をつくり、資料・作品の収蔵環境向上と情報公開機能拡充について検討します。また、利用者の安全と利便性に配慮した施設の充実、整備を計画的に進めます。**

- ・作品に適した保存環境を維持するため、施設内の定期的な環境調査、燻蒸、機械設備等の点検修理、収集方針に基づく計画的な修復を行います。また、収蔵作品のデータ化を進め、展覧会での公開に加え、SNS を活用した公開方法について検討を進めます。
- ・収蔵スペースを有効利用するため、収蔵資料の整理を行います。

- ・ 収蔵資料情報を効果的に管理し、SNS 等での情報発信に活用するため、博物館において導入済の「収蔵品管理システム」を運用します。また、美術館において「収蔵作品管理システム」の導入を研究します。
- ・【再掲】美術館や博物館等の収蔵スペースの不足を解消する新たな収蔵施設の設置に向けて、各施設の収集及び活用方針を活用し、収蔵容量のデータベース化を進めます。また、新たな収蔵スペース建設の検討をはじめます。

(7) 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり

●文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用します。また、歴史的風致維持向上のため、国指定文化財を中心とした周辺整備を計画的に進めます。

- ・ 市の歴史遺産の中核的存在として位置づけるとともに、観光資産としても積極的にアピールするため、高島藩主諏訪家墓所の史跡整備を進めます。
- ・ 重要文化財である諏訪大社上社本宮や片倉館を中心に関連する文化財を含めた周辺環境の整備を目指すため、関係課と連携して歴史的風致維持向上計画^{*1}の策定に向けた検討を行います。
- ・ 開発等に伴う歴史的建築物の喪失を抑制するため、活用しながら保存を目指す登録文化財の意見具申に向け、所有者と連携を図りながら、調整を行います。

*1 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくりを進める自治体が作成するもの。国が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置などの重点的な支援を受けられるようになる。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和 4～8 年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成 29～令和 8 年度）
- 第三次諏訪市環境基本計画（令和 4～13 年度）



高島藩主諏訪家墓所献灯会
～市民の手で守り、つなぐ～



遺跡の発掘調査
～土に眠る知られざる文化財～

資 料

1 諏訪市教育振興基本計画策定までの流れ

(1) (第一次) 諏訪市教育振興基本計画 検証スケジュール

年月日	会議等	内容
令和4年8月23日	教委事務点検・評価	外部評価
8月29日	社会教育委員会議	外部評価
~8月31日		事務局各課 検証案作成
~9月12日		教育委員 意見聴取
9月16日	定例教育委員会	第一次基本計画検証結果報告
10月13日	第1回 教育振興基本計画策定委員会	第一次基本計画検証結果報告

(2) 第二次諏訪市教育振興基本計画 策定スケジュール

年月日	会議等	内容
令和4年9月16日	定例教育委員会	教育振興基本計画策定委員 委嘱議案上程
9月26日	第1回総合教育会議	教育大綱改訂提案
10月13日	第1回 教育振興基本計画策定委員会	基本理念及び進めるべき 教育施策等について意見交換
10月21日	定例教育委員会	基本理念及び進めるべき 教育施策等について協議
11月15日	第2回 教育振興基本計画策定委員会	教育大綱及び第二次基本計画 素案検討
11月17日	定例教育委員会	教育大綱及び第二次基本計画 素案協議 第1回策定委員会報告
12月8日	第3回 教育振興基本計画策定委員会	パブリックコメント前 大綱及び基本計画修正案確認
12月16日	定例教育委員会	教育大綱及び第二次基本計画 修正案協議 第2回策定委員会報告
12月20日 ~令和5年1月18日	パブリックコメント	教育大綱及び第二次基本計画 案
1月20日	定例教育委員会	パブリックコメント報告 第3回策定委員会報告
2月16日	第4回 教育振興基本計画策定委員会	パブリックコメント報告 教育大綱及び第二次基本計画 最終案確認
3月10日	定例教育委員会	第二次基本計画議決 第4回策定委員会報告
3月14日	第2回総合教育会議	教育大綱策定

2 策定関係者名簿

【諏訪市教育振興基本計画策定委員会】

氏名	備考
茅野 純子	市内小中学校保護者代表者
村瀬 裕美	市内小学校代表者
宮尾 昭広	市内中学校代表者
小口 雄策	市内高等学校代表者
荒井 英治郎	学識経験者（教育行政学）
樋口 公男	学識経験者（ものづくり教育）
中澤 和夫	学識経験者（生涯学習）
宮坂 正博	学識経験者（生涯学習）
藤森 民雄	学識経験者（生涯学習）
高見 俊樹	学識経験者（生涯学習）
中原 直樹	教育関係者（特別支援教育）
伊東 香絵	教育関係者（幼年教育）
茅野 進	必要と認める者（特別支援教育）
中村 恵子	必要と認める者（子育て支援）
小池 玲子	必要と認める者（生涯学習）
伊藤 美保	必要と認める者（生涯学習）
田村 方子	必要と認める者（生涯学習）
小林 真樹	必要と認める者（学校体育）
名取 功夫	必要と認める者（社会体育）
太田 直行	必要と認める者（社会体育）

【諏訪市教育委員会】

教育長 三輪晋一
 教育長職務代理者 岩波健一
 教育委員 玉本広人 草間良子 関 茂子（～9月） 今井みどり（10月～）

【事務局】

教育次長 細野浩一
 教育総務課長 小林純子 生涯学習課長 宮阪 透 スポーツ課長 柿崎 茂
 教育総務係長 長田一彦 生涯学習係長 関沢佳久 スポーツ振興係長 土橋千広
 駅前交流テラスすわっチャオ企画運営係長 片桐秀樹

**第二次諏訪市教育振興基本計画
～「学びの和」をめざして～**

令和5年3月31日

発行 諏訪市教育委員会
〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号
TEL：0266-52-4141